

## 警備業務締結前概要説明書(2号警備業務)

警備業法第19条、施行規則第33条第2号

警備業法に基づく書面の交付に係る事項を掲載しています。提出書類の一部をホームページへの掲載をもって代えさせていただき、次に基づく警備契約締結完了後、締結後概要説明書を交付いたします。

警備業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに代表者の氏名	〒491-0934 愛知県一宮市大和町荊安賀字中西之杵18番地 有限会社セーフティー 代表取締役 中山 京子 TEL：0586-46-9010 FAX：0586-46-9030
警備業務を行う日時及び時間帯・警備業務を行うこととする場所・従事する警備員数と担当業務	別紙警備計画書を作成し、ご依頼のあった日時・場所において適切な警備員数による交通誘導警備業務を遂行致します。
警備業務に従事させる警備員が有する知識及び技能	警備員教育を受けた「警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関する知識」及び「当該警備業務を適正に実施するために必要な方法に関する知識及び技能」を有する警備員を配置します。また、公安委員会指定路線においては有資格者を配置します。
警備員の服装及び装備	警備業法に基づき、公安委員会に届出を行った服装を適切に着用します。
警備業務を実施するために使用する機器又は各種資器材	警笛・紅白旗・点滅式夜光灯・無線機(必要時)、適切な資器材を使用します。
警備業務を行うこととする場所における事故発生時の措置	事故が発生した場合は、直ちに関係機関等への連絡をする他事故等の被害の拡大防止の他、現場保存を行います。必要に応じ、応援要員等を急行させ、適切な措置を行います。
報告の方法、頻度及び時期その他の警備業務の依頼者への報告に関する事項	日常は警備日報をもって報告するものとします。緊急事態発生時は必要に応じて速やかに関係者に緊急連絡を行い、警備日報にて詳細報告します。
警備業務の対価その他当該警備業務の依頼者が支払わなければならない金銭の額、又支払の時期及び方法、警備業務を行う期間	両社協議の上、業務請負基本契約書に記載します。請負内容により別紙見積書又は警備計画書をご覧ください。
警備業務の再委託に関する事項	原則、再委託は行いません。やむを得ず再委託の場合は別紙承諾書にて再委託内容を承認後実施します。
損害賠償の範囲、損害賠償額その他損害賠償に関する事項及び免責に関する事項	警備員が業務遂行中に事故を起こした時は、乙(有セーフティー)は乙の責任と負担において当該事故を②の賠償額を限度とし補償する。但し、当該事故が甲(利用者)又は第三者の過失による場合はこの限りではない。②一事故につき 対人 5億円 財物 2千万円
契約の更新に関する事項	1. 年間契約の場合、期間満了に際し、終了の意思表示(書面)がない場合は、尚1年間延長して継続する。以後これと同様とする。 2. 期間契約の場合、期間満了後の更新はしない。
契約の変更に関する事項	1. 年間契約の内容を変更する場合は変更の都度、意思表示(書面)を提出する。 2. 期間契約の場合も同上とし、契約期間の延長も変更とする。
契約の解除に関する事項	契約期間中の解除については、正当な理由がない場合においては出来ないこととする。但し、正当な理由による場合、又は契約書に記載の契約解除権を行使するに足りる理由がある場合は甲乙協議の上解決する。
警備業務に係る苦情を受け付けるための窓口	弊社窓口、若しくは電話(0586-46-9010)(担当 今西)で受け付けます。
これらの他特約がある場合はその内容	両者協議の上必要な場合は別紙提出します。
契約の締結年月日	業務請負基本契約書に記載します。

※必要に応じて印刷してください。